

# 依存度低減に向けた課題について

平成26年7月23日  
電気事業連合会

## 1. 福島第一原子力発電所事故の我が国のエネルギー問題へ与えた影響

①福島県をはじめとする国民の皆様へ、事故当初から現時点においても、多大なるご迷惑、ご心配を未だにおかけしていること

⇒ 我が国における原子力発電の信頼性の失墜

②我が国のエネルギー安定供給を揺るがせ、将来にわたって不安定性が増大していること

a. エネルギー安全保障の弱体化 – 例) ホルムズ海峡の重要性が格段に増大

b. 地球環境問題の困難化 – 電力分CO<sub>2</sub>排出量：1.1億トン、約30%増大

c. 我が国経済の脆弱化 – 3.6兆円の国富流出、工場の海外移転、国内雇用力の弱体化

## 2. 原子力事業者の覚悟

原子力安全に一義的責任を有する電気事業者として『自主的・継続的に安全性向上活動を推進していかなければ日本の原子力に明日はない』という危機感のもと、『自らが改革を続け、世界最高水準の安全性を目指す』覚悟で取り組んでいく

①福島第一原子力発電所事故による損害賠償・汚染水問題への対応、廃炉の推進

②原子力発電の自主的、継続的な安全性向上対策により安全性を確保し、民間事業として原子力発電事業を推進し、我が国のエネルギー安全安定供給、安全保障体制を再構築

## H16.8以降 美浜3号機事故の反省と教訓を踏まえた安全文化醸成活動等

- トップマネジメントによる安全最優先の体制構築「社長宣言：安全を守る。それは私の使命、我が社の使命」
- 全部門役員からなる原子力安全推進委員会による安全文化醸成活動の推進（177回開催;H26.7時点）
- 安全文化評価を中心とした継続的な改善

## H23.3.11 福島第一原子力発電所事故の反省と対策

- 緊急安全対策の実施
- 津波対策と電源・水源の多重化・多様化を実施し、ストレステストにより確認

### 原子力事業者としての反省

- ・発生確率が極めて小さいと考えて、シビアアクシデントへの取組みが不十分だったのではないか
- ・法令要求を超えて、安全性を向上させるという意識が低かったのではないか
- ・世界の安全性向上活動に学び、自主的に改善する取組みが不足していたのではないか



### 原子力事業者としての対策

- ・深層防護（5層）による徹底した安全確保の強化
- ・規制の枠組みに留まらない安全性向上の推進（原子力安全推進協会の設立等）
- ・世界に学ぶ安全性向上活動の強化（WANO、INPO、EPRI、海外電力会社との連携等）

## H26.6.20 原子力の自主的安全性向上に関するWGの議論も踏まえた原子力リスクに対するガバナンスの強化等

- 原子力安全に係わる理念の明文化と発信・共有
- トップマネジメントによる原子力リスクに対するガバナンスの強化（全社の原子力リスク管理体制の再構築）
- 全原子力事業者による原子力リスクセンターの設立計画（PRAを通じた横断的なリスクガバナンス強化）

- 原子力の安全確保に一義的な責任を有する事業者として、規制の枠組みに留まらず、自主的・継続的に安全性向上を図ってまいりたい所存です。
- エネルギー基本計画において、重要なベースロード電源として位置づけられた原子力発電については、我が国のエネルギー安全保障、地球温暖化問題への対応、我が国の経済成長・発展に寄与する重要な電源として、引き続き、民間事業者として、取り組んでいく覚悟です。
- 長期に亘る原子力事業を持続していくため、原子力依存度を可能な限り低減する政府方針、世界一厳しい規制基準への適合、電力システム改革の進展といった大きな環境変化の中で、様々な課題にこれまで以上に創意工夫を行い対応していかなければならないと考えております。

## 事業環境の変化

原子力依存度低減

安全規制の強化  
(世界一厳しい規制基準への適合)

電力システム改革

## 課 題

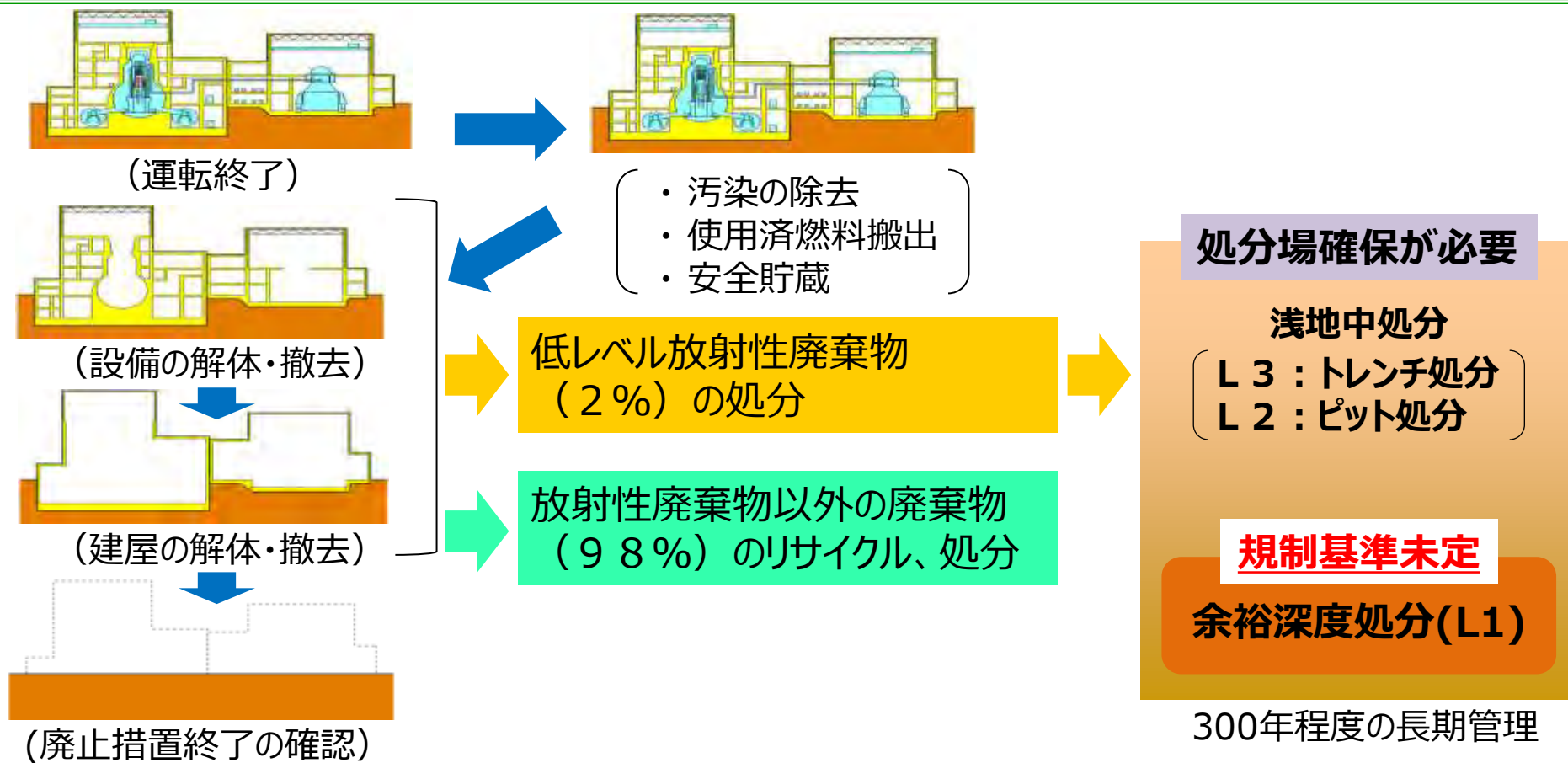
安全かつ確実な廃止措置を実現するための課題

安全かつ確実に原子燃料サイクルを遂行するための課題

確実な損害賠償を可能とするための課題  
(原子力損害賠償制度見直し)

原子力発電を一定規模確保するための課題

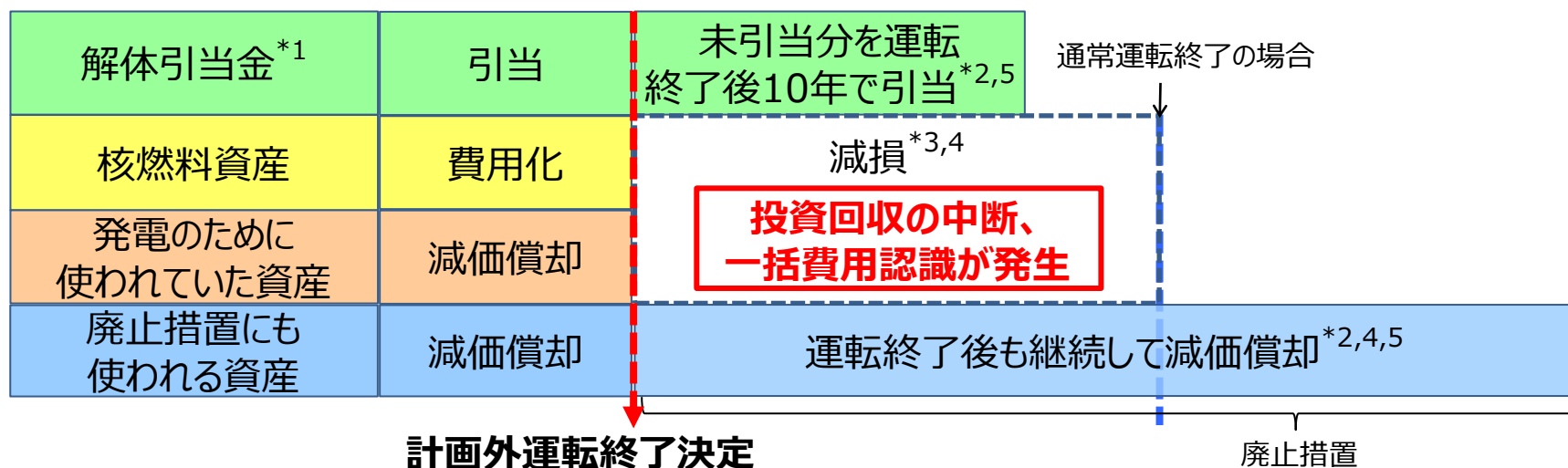
事業者による自主的・継続的な安全性向上の推進



- 原子炉建屋等の解体を確実に進めるためには中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の使用済燃料搬出先の確保が必要となります。
- 廃止措置で発生する放射性廃棄物を処分するためには処分場の確保が必要となります。また、放射性廃棄物以外の廃棄物はリサイクル、処分を進めることが重要です。
- 放射能レベルが比較的高い **L 1 放射性廃棄物を処分**するためには、規制基準の整備が必要となります。

## ➤ 計画外の運転終了に伴う影響

○安全規制の強化等により、当初の計画より早く運転終了となる場合は、運転継続を前提に計画的に投資してきた設備や燃料への投資回収が中断し、一括で損失（費用）として認識することとなり、財務的に大きな影響を及ぼし、事業運営に影響を与える虞があります。



\*1：原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づき経済産業大臣の承認を得たもの。

\*2：平成25年10月施行の廃炉会計制度に基づく。

\*3：廃止時の装荷核燃料に係る処理費用も一括計上が必要。 \*4：未竣工分（建設仮勘定）含む。

\*5：総括原価方式による料金収入の手当てがなくなれば、\*2の廃炉会計制度は適用できなくなる見込み。

## ➤ 廃止措置費用の追加・上振れの可能性

○規制基準の未整備等による廃止措置工程の遅延や、具体的処分形態が今後明らかになることなどにより、費用の上振れや新たな費用項目が発生する虞があります。

## ➤ 技術・人材維持への影響

- 高いレベルの原子力技術・人材を維持することができなくなる虞があります。
- ひいては原子力の安全性確保や世界の原子力安全への貢献にも影響する虞もあります。

## ➤ 原子燃料サイクル事業等の共同事業や相互扶助による事業・制度への影響

- 稼働している原子力発電所の基数が大きく下ると、濃縮やMOX加工、再処理、中間貯蔵等からなる原子燃料サイクル事業のような共同事業や、原子力損害賠償制度（機構法スキーム）のような相互扶助に基づく制度のあり方に影響を与える虞があり、自由化とも整合する制度の検討が必要になると考えます。

## ➤ 立地地域との関係への影響

- 原子力依存度低減や、廃炉の影響のみならず、エネルギー政策やリプレイスも含めた方針を丁寧に説明していかなければ、原子力施設を受け入れ、長年わが国のエネルギー安全保障に多大なご理解・ご協力を積み重ねてきていただいた立地地域との信頼関係が損なわれる虞があります。

ご清聴ありがとうございました